

平成 24 年度「中国知的財産法Q & A」に係る委託先の公募について

平成 24 年 4 月 25 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 調査目的

日本の機械産業が中国においてビジネスを展開する上で遭遇する中国における知的財産権侵害問題への対応、及び日系企業の対中国知的財産戦略構築に貢献しうる資料を作成し、電子メールでタイムリーに組合員企業に提供するとともに、同情報を組合員限定でウェブサイトに掲載する。

2. 調査内容及び調査項目

- ①中国知的財産立法・法改正動向(中国の法律の日本語翻訳を添付のこと)
 - ②日本企業にとって重要な司法解釈等の解説(司法解釈の日本語翻訳を添付のこと)
 - ③中国知的財産関連重要判決の解説・分析
 - ④中国知的財産権侵害問題の解説
 - ⑤中国において知財に係るビジネスを行なうにあたっての実務上の留意点
 - ⑥中国知財関係で急浮上し、日本企業に影響を及ぼす新たな問題への対策の解説
- 上記項目について、10 枚程度(A4)のレポートを毎月1回以上 11 レポート作成し、電子メールにて提出。内容により資料を添付(中国の新法令の日本語訳等の資料)のこと。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 1,575,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 毎月1回以上、内容により関係資料(中国の新法令の日本語訳の資料)を電子データで提供

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 日本国弁護士資格を有し、知的財産権訴訟について豊富な経験を有すること。
- ・ 中国知的財産に係る事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 中国語翻訳(日中翻訳)の組織体制を有し、当組合より依頼した中国知的財産に係る法律等の日中翻訳を正確に早く仕上げ提出できること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 24 年 4 月 27 日～5 月 7 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 24 年 5 月 31 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

E メール: egawa@jmcti.or.jp

TEL:03-3134-9348

FAX:03-3436-6455

以上